

地域主義における共同体の位置 マッキーヴァーの理論を通じて見えるもの*

郭 舜

概 要

昨今の地域主義の動きの中では、「共同体」という言葉が頻繁に登場する。しかし、そのような政治的な言説の盛り上がりに比して、地域主義における共同体概念の理論的検討はいまだ不十分であるように思われる。本稿は、そのような理論状況に鑑み、地域主義に焦点を当てつつ、社会理論における共同体概念の理論的な位置付けを探る試みである。それは、ロバート・マッキーヴァーの重層多元的な共同体観の一つの応用例を示すものであり、欧州連合（EU）、北米自由貿易協定（NAFTA）、東南アジア諸国連合（ASEAN）の3つの地域的な枠組みを具体的に取り上げて比較検討することで、理論の含意を明らかにするとともに、個人と社会の相互的な発展過程において地域主義の果たす役割について一定の展望を提示することを目指す。

キーワード

地域主義、共同体、多元主義、個人と社会、地球的統治

1. はじめに－共同体を語る意味

2003年10月、東南アジア諸国連合（ASEAN）はバリ第二協和宣言（Declaration of ASEAN Concord II=Bali Concord II）を発表し、安全保障共同体、経済共同体、社会文化共同体の三つの柱からなる「共同体」の樹立を打ち出した。日本政府も、2002年1月に「東アジア・コミュニティ」なる構想を公にした。遡れば、欧州連合（EU）の制度的な出発点である欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）、欧州原子力共同体（EURATOM）、欧州経済共同体（ECC）には、それぞれ「共同体」という呼び名が与えられており、欧州共同体（EC）という「共同体」へと発展した。南米にもアンデス共同体という国家間の「共同体」が存在し、南米共同市場（Mercosur）とともに南米共同体の設立を画策してい

る。

近年、地域主義が再び脚光を浴びているが、それとともにこうした国家を超えた地域的な「共同体」の名称が増え、政治的言説も増えてきた。かつての地域主義は貿易を中心としながらも安全保障に大きな関心があったが、新たな地域主義は、やはり貿易を中心としつつもより包括的な地域化を視野に収めているという [Hettne 2005: 549, 553]。共同体が今日の地域主義において一つの鍵言葉^{キーワード}となっている背景には、こうした事情があるのかもしれない。

他方で、国を超える「共同体」の概念は曖昧である。勿論、国家を超える規模の共同体が論じられてこなかったわけではない。比較的早いものとしてはカール・ドイチュらの研究がある [Deutsch, et al. 1957]。そこでは「構成員同士が物理的闘争以外のやり方で紛争を解決する現実の保障が存在するもの」として特徴付けられた「安全保障共同体」(security community) が、四つに類型化されて論じられる。また、欧州統合研究で成果を上げたジョゼフ・ワイラーも、「共同体ビジョン」を欧州統合の未来像として「統一体ビジョン」と対比し、その特徴として(1)主権の制限・共有、(2)相互依存の受容、(3)価値と目標の共有と非排他性を挙げた [ワイラー 1998]。ただ、これらはそれぞれの分析目的に応じて設定された概念であるため、「共同体」という言葉に込められた含意を明らかにするという目的には、些か不十分である。

それを超えたより広い文脈において、地域主義における共同体をどのように理論的に把握すべきかという一般的な課題に取り組んだ研究はあまり見当たらない。地域共同体をめぐっては、政治的言説の盛り上がりと理論的探究の乏しさとが奇妙に共存している。それならば、地域主義における「共同体」とは単なる名付けの問題であり、実質的な意義に乏しいのだろうか。

そのような結論にいきなり飛びつくのは性急にすぎる。本稿で見ていく通り、地域主義の流れにおいて共同体を語ることは空疎な言葉遊びではない。しかし、そのように言うためには、ややもすれば放縱に流れる傾向にある共同体の概念にしっかりと軸を与える必要がある。本稿は、地域共同体という概念を研ぎなおし、「切れる」概念にするための一つの準備作業である。この作業は、今まさに「共同体」の概念を軸とした動きを見せようとしている東アジアに生きる我々にとって¹⁾、地域主義を構想する際の手がかりを与えるものとなろう。

検討は、以下の各段階を経ることになる。次の第二節では、共同体という概念がなぜ必要なのかという問い合わせるために答えるため、共同体をめぐる法哲学・政治哲学的な議論を参照する。

1) 東アジアの事情を説明したものとしては [菊池 2005]、日本については [谷口 2004]などを参照。

そこでは、個人の自律の基盤として共同体が再解釈されることになる。第三節では、マッキーヴァーの理論に依拠しつつ共同体の重層・多元的な広がりの構造を解明し、地球社会における社会統御の望ましいあり方を論ずる。第四節においては、具体的に地域的な枠組みを取り上げて分析を加え、東アジアにおける地域主義の方向性を重層・多元的な共同体の関係性を軸に探る。

2. 「共同体」とは何か一個人と共同体の関係

社会は人とともにあり、人は社会とともににある。それゆえ、人と社会との関係はどうあるべきかをめぐる論争は古い。今日、地球規模の人類社会さえ観念される状況にあるが、これは最近の事態である。一般に社会として観念されるのは国内社会であり、社会に関するこれまでの学問的知見もまた国内社会を念頭において蓄積されてきた。共同体の概念もその例に洩れない。

共同体は人から成る。したがって、共同体を論ずるにあたっては、人々がそこでどのような関係を取り結んでいるかが注目される。これは、国を超えて広がる地域共同体を考える際も同じである。国境を超えた国際的な場面についての議論は、ともすれば国家間関係に単純化され、国家の利害や自同性の問題として論じられがちである。しかし、「地域共同体はどのような意味を持つのか」という問いは、究極的には個人の生にとっての意味を問うのでなければ空虚なものと化す。

これらのことから、国内社会を念頭においたこれまでの豊富な議論蓄積を参照しつつ、地域主義における共同体を人々の間の関係性を基盤としてとらえる視点を築くことが必要である。法哲学・政治哲学においては互いに異なるいくつかの社会観が存在するが、大きく分ければ、個人を基底とする考え方と、共同体を基底とする考え方、個人と共同体との間に相互構成的な関係を見出す考え方の三つになる。ここではそれらを順番に検討していく、第三の考え方が妥当であることを主張する。予めその理由を示せば、共同体とは各々善の構想を持った個人の自己同一性の一部を成すものであると同時に、そのような個人が善き生の追求を互いに保障する基盤として反省的に構築していくものもあるからである。

2.1. 個人の側から

個人を基底とする社会観の代表的な例は、社会契約説である。古典的な社会契約説は、自然状態において個人がバラバラに行動することで生ずる集合問題を解決するために社会

論 説

契約が結ばれると説明する。自然状態の捉え方は論者によって異なり、トマス・ホップズは「万人の万人に対する闘争」だと考えたが、ジョン・ロックは「自由の状態だが放縦の状態ではない」と述べている。しかし、何れにせよ自然状態は悲惨であったり不便であったりするため、社会契約が結ばれることになる。社会契約の具体的な内容は論者によって異なるが、例えばロックは、所有、すなわち生命・自由・財産の保護を目的とする社会契約を考えた。

ジョン・ロールズの『正義論』は社会契約説の現代版ともいえる [Rawls 1999]。そこで社会契約という仮^{フィクション}構が用いられるのは、社会を構成する道徳原理についての合意を導くためである。伝統的な理論の自然状態に相当するものとして原初状態が想定され、契約の当事者に「無知のヴェール」がかけられた状態で正義の諸原理が選ばれる。無知のヴェールとは、手続の公正さを確保するための仕掛けであり、自らの資産や能力、善の構想、経済や政治の状態、属する世代といった個別的な情報を原初状態にいる人々から隠す。期待されるのは一般的な情報のみに基づいて社会の構成原理についての判断を下すことである。原初状態で合意される正義の二原理とは、(1)各個人は、全ての人の同様の自由と両立するかぎりで、最大限の平等な基本的自由の全体系を享受する平等な権利を有するべきであるという原理と、(2)社会的・経済的不平等は、(a)正当な貯蓄原理と両立するかぎりで最も不利な者の最大の利益になるように、かつ(b)公正な機会平等の条件の下で全ての人に開かれた地位や職務に付随する場合に限り、設けるべきであるという原理である [Rawls 1999: 266]。

これらの原理がどのように解釈されるか、あるいはその内容が妥当か否かをめぐっては、ロールズが『正義論』を世に問うて以来論争が続いている。ここでは、その詳細に立ち入ることはできない。ただ、社会契約の枠組みに依拠した議論が個人基底的な社会観に基づくものであるということの意義と問題点を、今少し明らかにしておく必要があろう。

社会契約説が個人基底的であるということの意味は、すでに触れたように、古典的な社会契約説の自然状態、ロールズの原初状態の何れも、社会契約を結ぶ諸個人が他の個人との社会的な関係とそれに由来する諸特性から切り離されたものとして想定されているということである。社会契約を結ぶ諸個人からはさまざまな社会的背景が捨象され、それによって、社会契約の当事者は社会において人々が当然有するような各種の属性も持たなければ、社会において通常形成されるような自同性も持たないことになる。

これに対して、非現実的だという批判がありうるが、それは当たらない。勿論、現実の個人は相互にさまざまな関係を取り結びながら生活している。その意味では、具体性を剥奪された個人を想定することはやや非現実的であるかもしれない。しかし、社会契約という道具立てについて重要なのは契約が現実か否か、あるいは現実的か否かではない。社会

契約が仮構であることは、ロールズも承認する。社会契約は契約締結に由来する拘束力ではなく、社会を構成する道徳原理を析出するための仮構としての説得力を期待されている。各人に期待されているのは合理性の発揮であり、それが社会契約の正当性を裏付けるのである。

同時に、社会契約はあくまで理論装置として用いられているのであり、人間にとって社会的な紐帯が不必要だという価値判断がそこに投影されていると見るのは不当である。ロールズにとって人間は社会的な性格のものであり、正当な制度の実現という共通の目的を持って「秩序立った社会」(well-ordered society) を形成すると考えられている。各人の善の追求は他の人々にとっても自己の善の一部であり、それを可能にする正当な制度もまたそれ自体善いものとして受け止められる [Rawls 1999: 456ff.]。つまり、社会は単なる道具的価値しか有しないのではなく、それ自体価値あるものとして認められているのである。

社会契約的構成の問題は、より根深いところにある。社会契約という理論的な仕掛けの美点はその単純さにあるといえるが、その見かけ上の単純さにこそ大きな問題が隠されているのである。社会契約はおよそ社会一般を説明するものというよりは、政府や国家の正当化を目的としている。しかし、そこで念頭に置かれている近代国家が一定の特殊な条件の下に成り立っていることを忘れてはならない。

政治社会が成り立つためには、集合的に行われる政治的決定が従われなければならないが、理性を持った諸個人が政治過程に参加し政治的決定に従うということだけであれば、政府の設立あるいは政治社会の諸原理が社会契約に基づき付けられることによって正当化されうる。自らの同意が服従の正当化根拠となるからである。しかしここで、誰がどの政府、どの国家に従うべきなのだろうか。

まず、社会契約を結ぶ人々と政府の間の一対一の対応関係は決して自明ではない。典型的な社会契約的構成は、社会の統御が社会契約を結んだ人々を単位として包括的に行われることを疑わない。争点ごとに異なった社会統御の単位が設定されること、特に社会契約が結ばれた社会を超える単位での社会統御は、社会契約の枠からはみ出してしまうため、説明することができない。しかし、自足的な国民国家の想定は、歴史上の一時点においては理念型として通用したかもしれないが普遍的な範型ではなく、^{モデル}現代社会における人々の関係性のもつ地球規模の広がりを捨象してしまうことにつながりかねない。

仮に、社会契約の当事者集団と政府との間に一意的な関係があることを承認したとしても、誰と誰が社会契約を結び、誰と誰が結ばないのだろうか。隣り合う者同士なのか、あるいは血のつながった者同士なのか、それとも同じ神を信ずる者同士なのか。社会契約説の枠組みの中には、政治社会の線引きのための原理は存在せず、これらの何れなのか、あ

論 説

るいは何れでもないのかを決めることはできない。誰が社会契約の場に集うのかは偶然に委ねられており、正当化の対象とはされていない。ここにはむしろ契約当事者の同質性が暗黙裡に前提とされてしまっている。

勿論、社会契約説の提唱者は、既存の政治体制をいかに正当化するか、その限界をどこに求めるかに关心があったのであり、上のような批判は的外れに思われるかもしれない。しかし、近代国家の歴史においては、国家としての統一性をいかにして確保するか、同質性をどのようにして作り出すかという国民形成の問題が大きな課題とされていたし、政府や国家の正当性（ないし正統性）は国民形成の上に成り立っていたとさえいえる。現代社会においても、自分たちの国家を作りたいという欲求は止むことがなく、国家の境界線がどこに引かれるかは国家の正当化に大きく関わるものと認識されている。したがって、このような問題に対して応答する論理が社会契約説の中に存在しないことは、個人が理性的に社会制度を選択するという論理だけでは政治社会の成り立ちを説明できないことを意味している。

社会契約が締結される場面においては、社会契約の当事者が集合的な政治的決定を行い、それを受容し、一つの単位として行動することがその前提となっている。社会契約を仮想して社会的正義を論ずる場合も、そこから導かれる結論が共通に受容されることについて暗黙の了解がなければ、仮想は夢想にすぎない。このような社会的な紐帯は社会契約以後の社会関係の中にしか見出せず、ここに社会契約を用いた個人基底的な枠組みの限界がある。そして、個人が社会の中に埋め込まれているという事実に、共同体的なものを考える上の鍵が隠されている。以下では、このことをより一般的、理論的に検討することにしよう。

2.2. 共同体の側から

ロールズ流の自由主義（リベラリズム）は大きな反響を呼び、論争を巻き起こすことになった。その中でもいわゆる「共同体主義」からの批判は、ロールズの議論がとる個人基底的な社会観を鋭く問うものであった。その批判の中で我々にとって重要な論点は、無知のヴェールによってあらゆる個別情報を奪われた個人が社会の構成原理に合意することは、一体何を意味しているのかという問題である。

共同体主義は、自由主義の原子論的個人観を批判し、人間が歴史的、文化的、社会的な文脈に投じられているという事実を強調する政治哲学上の有力な立場の一つである。共同体主義に擬される議論はさまざまであり、統一的な立場として描き出すことは必ずしも容易ではないが、人が自らの生き方を追求する際に社会的な価値が及ぼす影響を重視し、

「善に対する正義の基底性」という自由主義の中心的テーゼに批判を加える点では共通する²⁾。ここでは論者の一人としてマイケル・サンデルを取り上げる。

サンデルによれば、自由主義における「善に対する正義の優先」には二つの主張(claim)が含まれる。一つは、個人の一定の権利はその重要性のため一般的福祉によっても覆されないという主張、もう一つは、権利を特定する正義の諸原理は個々のいかなる善の構想にも依存しないという主張である。広い意味での共同体主義とはこの二つのうち後者に反論を加えようとするものだが、「正義が善に関係付けられている」というその主張はさらに二通りの立場に解釈しうる。一つは、共同体や伝統の価値が何が正義であるかを決定するという立場であり、もう一つは、正義の諸原理が正当化されるかどうかは、それが道徳的価値ないし本質的善を伴った目的に資するかどうかに依存するという立場である[Sandel 1998 : x-xi]。サンデル自身はこのうちの後者の立場に立つ³⁾。

サンデルは、正義の諸原理は特定の善の構想によって正当化される必要があるという自らの主張を論証するため、無知のヴェールによって個別性を奪われた抽象的な個人が社会を構成する道徳原理に合意するという枠組みの問題点を剔抉する。その中心には、個人の自我は自らの有する善の構想と独立に存在するわけではなく、それゆえあらゆる社会的背景が捨象された個人は、自らの行為を自らのものと引き受けることができないという洞察がある。

個人の善の構想はなぜ自我と不可分だといえるのか。サンデルの議論を再構成すれば、以下のようにまとめることができよう [Sandel 1998]。ロールズの議論において善の構想は個人の人格の一部ではなく、その外にあって選び取られるものとして想定されている。善の構想は無知のヴェールによって個人から引き離されることが可能なものであり、人格を構成する不可欠の一部分とはされていないのである。

しかし、ここで問題となるのは、個々人が自分の善の構想、善い生き方を自由に選ぶとはいっても、全てを「選択」することは果たして可能なのかということである。選択の基盤もまた選択されなければならないとすれば、選択の究極の基盤を求めてどこまでも遡ることになり、最後には選択によらない何らかの要素に行き着く。そこにおいて、自由主義の「負荷なき自我」には欲望か偶然かの何れかしか残されていない [Sandel 1998 : 164]。つまり、選択が選択たりえるため、有意味な選択がなしうるためには選択されない基盤が必要である。それは自我の一部を構成するその人の生き方であり、それに基づいた自己解

2) ロールズやサンデルは、善に対する正義の「優位」ないし「優先」と表現するが、だからといって自由主義は「人間にとて正義の方が善よりも重要な価値だ」と主張しているわけではない。誤解を避けるため、井上達夫は、正義の善に対する「基底性」と呼ぶべきだと主張する [井上 1986 : 217]。

3) サンデルは自分の立場を卓越主義だとするが、共同体主義の主張として理解されるのが普通である。

釈と反省である。個人の基底には自ら選んだのではなく、社会の中で身に付けられた価値観や目的が含まれており、それらは同時にその人の自同性の不可欠の一部分ともなっている。このように社会的文脈に定礎し、社会的な関係性の重みを背負った「位置ある自我」を捉えきれなかったところに、自由主義の貧困の淵源があるというのである。

このような自我観の貧困によって、社会契約という枠組みの意義も減衰する。個人からあらゆる個別性を剥ぎ取ってしまうならば、そこにいるのは別の誰か、あるいは誰でもない誰かになってしまう。無知のヴェールを被せられた原初状態というのは、まさにこのような事態に他ならない。そのような「誰か」が社会契約を結んだとしても、その個人は社会契約を結んだのが自分だとは考えないであろう。したがって、自分で合意したのだからそこでなされた選択に責任を負えと迫ることはできない。そこで、原初状態において選択された正義の二原理は、社会契約として合意されたという事実によって正当化されではなく、その実質によって正当化されるというのでなければならない。つまりサンデルによれば、原初状態で想定されているような希薄な自我は、正義の二原理を選択し決定するのではなく、理解し発見するように仕向けられているにすぎないというのである [Sandel 1998 : 132].

見方を変えれば、我々が突き当たっているのは、社会契約を結ぶ主体として想定可能なのは一体誰かという問題である。これは、社会契約を結ぶ集団の線引きという先に見た問題と同根のものであり、社会契約以前に決断されなければならない。そもそも、共に社会を構成しているという意識がなければ社会契約が仮想されることすら考えられない。奴隸や赤ん坊、他の動物などの地位がここで問題となるが、それは合理性という基準だけで解決する問題ではない。無論、ロールズもこのような問題があることは意識しているが [Rawls 1999 : 441ff.]、それは社会契約自体の図式の中では扱いきれない問題である。

共同体主義の指摘するこれらの問題は、社会一般と個人との間に存在する共同体という単位に注意を向けることを促す。というのも、自我が形成されるためには社会への単なる帰属では足りないからである。自分は何者かという問いに答えるためには、抽象的に社会の一員であると述べるだけでは不十分である。個人が社会的な関係性の中で自同性を形成する際には、善の構想を共有し涵養しうるような関係性の何らかの単位が必要とされるのであり、その単位となるのが共同体なのである。社会契約という枠組みではうまく扱えなかった共同体という概念が、ここに個人の選択を、したがって個人の自律を支える基盤という重要性を帯びたものとして立ち現れる。しかし、共同体という概念はようやく現れてきたにすぎない。個人と共同体との関係は、更なる考察によって明らかにされる必要がある。

2.3. 個人と共同体と

共同体主義の批判は、ロールズ流の社会契約枠組みとその前提である原子論的な自我観に潜む問題点を的確に指摘するものである。実際、ロールズを初めとする自由主義陣営に属する論者はこうした批判を深刻に受け止め、自由主義の自我観の修正を図っている。井上達夫もその一人である。その主張によれば、共同体主義からの批判は善と正義の区別という自由主義の根本を掘り崩すような致命的な打撃であるとまではいえないという〔井上 1986：1999〕。

井上は、そもそもサンデルによるロールズ批判が、人々の自同性が自己の善き生の構想と不可分であることと、正義が善き生の特殊構想に依存することとの論理的な結合関係について説明を与えていないことを指摘する〔井上 1986：235〕。その上で、前者に関わる共同体主義の批判を受け入れ、「自己解釈的存在」として自我の観念の立て直しを図ることによって自由主義の立場を整合的に堅持しようとする。自己解釈的存在としての自我とは、自己の善き生の構想が自同性の一部を構成するような厚い自同性を持った自我であり、それと同時にその厚い自同性を自己省察し理解する自我でもある〔井上 1999：154-155〕。

自己解釈的存在としての自我の観念から、二段階の議論が引き出される。第一に、それが自己解釈的存在であるならば、善き生の構想は多元的な解釈に開かれていることになり、単一の善き生の構想が自同性の共通の基盤を与えるような共同体を措定することはできない。第二に、人々が自己解釈的存在であることによりそのように不可避的に善き生の解釈が多様化するならば、善き生の解釈の統一を目指む共通善の政治は人々が自己解釈的存在であることを必然的に阻害するというのである〔井上 1999：160-161〕。

そして、人々が自己解釈的存在であることを擁護するためにこそ、自由主義の根幹である正義の基底性が尊重されなければならないという。正義の基底性とは、正義の善に対する「独立性」と、善に対する正義の「制約性」という二つの要請を含意する。正義の問題に関する決定は善き生についてのいかなる解釈にも依存しないかたちで正当化されなければならず、またいかなる善き生の構想も正義の要求に抵触することは許されないというのである〔井上 1986：216-217〕。

井上の反論が意味するのは、共同体主義はそれ自身の企図を裏切る帰結を招くということである。共同体主義のように、何が善い生き方であるかについて共同体が容喙することを許せば、個々人から善の構想に対する批判的態度や陶冶の責任を奪うことになる。自己解釈的存在としての人間とは、「自己の善き生の構想が志向する価値を、己れの同一性の刻印として負い受けながら、それを自己の責任において解釈し追求する主体」である〔井

論 説

上 1986：235]。善い生き方とは、一覧表に並べられたさまざまな生のあり方からアラカルト方式に選べばよいというものではなく、自己に対する絶えざる省察と吟味を要求するものであり、共同体主義が称揚する善の基盤を掘り崩さないためにはむしろ正義が善とは区別される必要があるのである。

このような洞察からは、社会契約という抽象的な場を仮構するのではなく、社会における人々の間の日常的な関係性の中で、社会の構成原理をめぐる議論を構築していく必要があることが導かれる。そこで井上は、社会契約という一回きりの理論装置によるギロチン・アプローチに代えて、日常経験の次元の動態的過程・継続的営為としての一定の正当化実践の中で正義を語るという戦略をとる。社会契約説が社会の構成原理を社会契約という一回的な機会において確定してしまうものであったのに対し、「会話としての正義」は「行動を異にしながら同じ共生の営為を営みつづける人間の結合」として描かれる。そこでマイケル・オーケショットの議論に手がかりを得ながら提示される社会観は、自己の目的を持った人格同士の目的独立的な連合としての「社交体」である。自己解釈的存在としての人間は、自己の内省の中でその限界を知るようになる。その限界は、全ての人間存在が共有する有限性であり、共生・共在する者同士の安定的・持続的な絆となるというのである [井上 1999：176-179]。

共通の価値や目的に向かって人々を嚮導するようなものとして共同体を考えるならば、「会話としての正義」の理念の中に共同体的な要素が入り込む余地はない。そのような意味での共同体的な要素は、正義の基底性と真っ向から対立する。しかし他方、自己解釈的存在としての個人の厚い自同性の形成には、抽象的に社会に属しているというだけでは不十分である。伝統は「どこかの」伝統でなければならないし、価値は「誰かにとっての」価値でなければならない。つまり、善の構想が個人の自同性の一部を成すためには、人々の間に取り結ばれる関係性の何らかの「単位」が不可欠の前提なのである。こうした伝統や価値の帰属先となる社会的単位こそ、「共同体」と呼べるのではないか。

それは結局、社会における共同生活の単位として認識される、個々のまとまりに他ならない。人は自らの自同性理解を掘り下げていく過程で、同時に共有された伝統や価値とされるものを反省的に再解釈していくことになる。その意味で、共同体は、そこからさまざまな伝統や価値が取り出され、また再解釈を加えられた伝統や価値がそこに帰される集合的な主体となる。いうまでもなく、そこで見出される伝統や価値は十人十色であり、全く同じであることなどない。しかも、それは肯定的なものばかりではなく、往々にして負の歴史、負の価値をも伴っている。それを自らのものとして引き受けた上で、主体的に再解釈しようとするとき、共同体という概念が表に出ざるをえない。それはその個人が自らを帰属させる何らかの集合的な主体として現れるのである。

そのような集合的な主体の一員として自らを同定すること、別の言い方をすれば個人の側に共同体の意思を自らの意思として引き受ける用意があることが、正義をめぐる議論の前提条件である。そのような用意があってはじめて、社会の構成原理について合意するという行為が有意味になしうるのであり、合意された正義の諸原理が真に尊重されるのである。また他方で、共同体の一員であるという反省的な自己認識は、共同体の一員として同じ重荷を背負った恵まれない者に対する分配を動機付ける。人間の有限性の認識は普遍的に拡散してしまうため、最も基底的な部分にそれがあるとしてもそれだけでは不十分である。

共同体に自己を同一化すると表現したからといって、個人が共同体に呑み込まれることを意味するのではない。価値は文脈に由来するが、普遍的な正統性を有しうる。個々人によって伝統や価値がそこに帰されるものとしての共同体の範囲は、絶対的なものでも排他的なものでもなく、互いに重なり合い、それ自体が多元的な解釈に開かれている。このような多元性・重層性を持った諸共同体の伝統や価値が完全に一致することはないため、複数の共同体に属する個人は常に自らの自同性にずれを抱えることになる。それは個人が共同体の伝統や価値を再解釈するための原動力となるとともに、要としての個人の主体性を要求する。アフリカのヴィクトリア湖沿岸の漁村と東京都文京区、あるいはタンザニアと日本とは別個の共同体である。しかし、個人を基礎に考えれば、ヴィクトリア湖の湖岸にすむ一個人と東京都文京区の一個人とは、国際社会という共同生活の単位に共に帰属している。国際社会における共同生活はアフリカの東部とアジアの東端とを地理的に覆っているだけでなく、実際に一つの領域において互いに影響を与えあっている。同じ人間的悲惨を背負っているというだけでなく、一つの共同生活に共属していることを見落とさないこと、それは自らの自同性を重層多元的な共同体の中で位置付け直すことを通じて果たされる責任である。

共通の伝統や価値、目的を核にしているという意味での共同体ではなく、個々人の自同性の基盤となり、また個々人がそこにおける善を自分のものとして増進することができるような共同体、そして諸個人によって多様なかたちで再解釈された価値が共有され、その構成員が再び自分のものとしてさらに展開できるような共同体の構想がここに提案される。互いに重なり合う共同体は不斷に再定義され、その価値は多様に分化していく。のような共同体の重層的・多元的なあり方をさらに解明することによって、地域主義における共同体の問題に迫りたい。

3. 国家を超える「共同体」

社会における共同の生の領域としての共同体が重層的・多元的に広がっており、個人は自らの自同性の一部としてそれに属しながらも、主体的・自律的に自己の善き生を追求し、そのことでまた共同体も発展していく。このような社会観をとる有力な議論として、社会学者マッキーヴァーの政治理論を挙げることができる。

マッキーヴァーによれば、共同体とは濃淡のある社会関係の網の目にすぎないという [MacIver 1917 : 29]。共同体と呼ばれるためには何らかのかたちで他の領域と区別される必要があるのは確かである。しかし、共同体が排他的で確定的な境界を持つという考え方には共同体の誤った観念によるものであり、共同体を国家と同視しがちであるからに他ならない。

以下ではこの洞察を踏まえた上で、共同体の重層・多元的な広がりと国家、そしてそれを超えた地域共同体の間の関係性を探ることにする。そのためには、マッキーヴァーの分析に従って共同体の組織化・制度化の側面について論ずるところから始め、次いで地球規模の秩序構想の中に地域主義をいかにして位置付けるべきかを考えていくことにしよう。

3.1. 新たな共同体理解

マッキーヴァーの分析の大きな柱は、「共同体」(community) と「結合体」(association)との区別である。共同体とは村、町、地方、国 (country) といった共同生活の領域であり、結合体とは共通の利害関心を追求するための社会的存在（つまり人間）の組織である [MacIver 1917 : 22-23]。

この洞察の要点は、人間活動の目的を伴った組織化の側面を、人々の共同の生そのものから区別されたかたちで把握することにある⁴⁾。結合体が担うのは共同体の持つ多様な利害関心の一部にすぎない。特に、国家 (state) は共同体と同一視されないことに注意が

4) 似た区別としてフェルディナント・テンニースの有名な区別 (Gemeinschaft/Gesellschaft) が想起されるかもしれない。しかし表面的な類似にも関わらず、テンニースについては脚註の一ヵ所で触れられるにすぎない上、否定的な態度がとられる。テンニースの区別は程度の差にすぎないというのである [MacIver 1917 : 22-23, n. 1]。両者の社会観は別個・異質のものとすべきであろう。マッキーヴァーにおける共同体と結合体とは同じレヴェルにあるものではなく、あくまで共同体が基底にあり、結合体はその中の社会的意思に応じて生み出されるものである。マッキーヴァーに従えば、両者を異なる組織原理を持つ二つの結合のしかたとして並列的に理解したり、歴史的発展に伴って一方が他方を凌駕すると考えたりするのは誤りとされる。

必要である。各国家ははっきりと分割された領域を有するが、現代世界は別々の国家に区分されてはいるものの無数の孤立した共同体へと分割されているわけではない [MacIver 1917 : 29]。もちろん、国家が数ある結合体の中で占める位置は独特のものである。国家は共同体の力を後ろ盾としている。国家は社会秩序の維持・発展のための基盤となる結合体であり、その中心的制度にはそのために共同体の統一的権力 (united power) が与えられているのである [MacIver 1917 : 32]。しかし、このように政治的利害関心が確定的で限界を有するのに対して、社会的利害関心には限界がない [MacIver 1917 : 35]。今日、人々の社会関係は経済・文化をはじめとして国境を越えて広がっているのである。

マッキーヴァーは、共同体の構成要素として、利害関心 (interest) という客観的側面と意思 (will) という主観的側面とを挙げ、両者が本質的に相関するものであることを見出す。利害関心は単に存在するというのではなく社会的活動を生み出す源泉であり、その変化が社会の発展へとつながるということが重要である。ここに共同体が生じるのは、利害関心は共同生活の中でのみ実現されるからである [MacIver 1917 : 95ff.]。利害関心の中に共通利害関心と呼ばれるものが生まれ、共通利害関心はさまざまな結合体によって増進される。結合体とは共同体の機関 (organ) であり、それを創出し維持しようとする先行的な、より根本的な社会的意思に基づいている [MacIver 1917 : 125ff.]。結合体には、手段としての客体的な側面しか持たない「制度」とは異なり、主体的な側面と客体的な側面の両方がある。結合体は制度を通じて社会の組織化と統御を行うが、制度は究極的には共同体によって創出されるものである [MacIver 1917 : 151-153]。

共同体の発展過程において社会化 (socialisation) と個性化 (individualisation) とが並行して生ずる。人格 (personality) とは個性と社会性とを併せ持つものであり、人格が発達するとともに共同体もさまざまに分化していく [MacIver 1917 : 214ff.]。共通利害関心の発展に応じて共同体は国民 (nation) を超えた広がりを見せる。そこで共同体における調整の問題が生ずる。大きな共同体には、小さな共同体に付きまとう伝統のしがらみから独立の精神を解放する点で、小さな共同体を補完する役目がある。他方で、大きな共同体のこうした利点は犠牲を伴う。人間関係が希薄化し、諸結合体・諸制度は疎遠なものとなってしまうのである [MacIver 1917 : 251ff.]。そこでマッキーヴァーが提案するのは、「連邦」 (federal) 体制である。そこでは分権化 (decentralisation) は集権化 (centralisation) と同じように必要なものとされ、共通利害関心には共通組織、個別利害関心には個別組織が、そして普遍的な秩序と安全には集権化、生の充足には分権化が適するとされる [MacIver 1917 : 284]。大きな共同体への我々の奉仕 (service) は、小さな共同体への奉仕を通じて主になされるべきであり、大きな共同体に比べて小さな共同体に我々ができるることは遙かに多い。共同体においては、近い関係が遠い関係を包含するのである

[MacIver 1917 : 318-319].

このような連邦体制の構想は、後年になって中央政府と地方政府との間における機能分担というかたちでより具体的に示されている。そこでは政府機能が大きく三つに区別されている。第一の類型に属するのは、中央政府に排他的に属する機能であり、外交、軍事、関税などの租税、市民の一般的権利義務に関わる立法などである。第二は、中央政府の下での地方政府の協調によって遂行される普遍的な性格の機能であり、司法行政、警察、救貧、衛生などがそれに当たる。第三は、地方固有の機能であり、水道事業や公共交通などである [MacIver 1928 : 390ff.]。

こうした考え方は一般に「補完性原理」(subsidiarity principle) と呼ばれる。補完性原理の具体的定式化は多様であるが、二つの正反対の傾向性を内蔵することに注意が必要である [Endo 1994]。一つは「大きな単位は小さな単位がその目的を達しているかぎり干渉してはならない」という消極的な原理としての側面であり、もう一つは「大きな単位は小さな単位がその目的を達しえないときには干渉すべきだ」という積極的な原理としての側面である。これら両面は相互に排他的ではないものの、前者の強調は人間尊厳の重視という自由主義的含意を有し、後者の重視は職能団体主義 (corporatism) に基づく社会の階層化に親和的である。

マッキーヴァーにとって共同体の発展とは、個人を個として解放する個性化の過程であるとともに、個人が各々の利害関心を追求する中でますます社会的な協力を必要とするという社会化の過程でもある。いくら包括的な結合体であるといっても国家はあくまで結合体であり、共同体の利害関心すべての面倒を見るすることはできない。議論の力点が社会の階層化へと傾く余地はない。上に紹介した具体的な機能分担を見ても、過度の集権化を抑制しようとする傾向が読み取れるかもしれない。しかし問題は、社会を上から統御しようとする後者の側面、つまり補完性原理の積極的側面から生じる抑圧をいかにして封じるかである。

ここでマッキーヴァーの民主主義観に着目する必要がある。本稿で扱った主要な著作においては、連邦構想において民主主義的な統制がどのように行われるべきかといった直接の関連性については語られていない。しかし、民主主義が共同体と国家との区別を維持するために重要であることは、戦後になって特に強調されている。そもそも国家は結合体であり、共同体における社会的意思に因って作られたものである。それにも関わらず、国家は共同体と同視されるようになり、また国家の側も共同体の制度や結合体の機能を置き換える傾向を持つようになる。これが全体主義である。これに対して民主主義によってのみ、立憲形式の確立を通じた共同体と国家の区別の確認と強化がなされうる。民主主義体制の下では政府は人民に対して責任を負う代理人となり、共同体は政府に対する少なくとも形

式的な優越性を確立することができる所以である [MacIver 1965 : esp. 147ff.]。

我々は国家の中に生活しているのではなく、共同体の中にあるのだというマッキーヴァーの洞察は、国家を中心として物事を見る視野の狭さから我々を解放してくれる。サンデルらの共同体主義も結局は人々の政治生活にのみ関心を集中し、人々の共同生活の中にあるさまざまな利害関心に十分な注意を払わなかつたのではないか。共同体とは善の公定解釈を要求するようなものではない。善の公定解釈を求めれば國家が共同体を侵蝕することになり、個人化と社会化の並行的な発展過程も阻害され、各人が各人の目的追求に際して社会的な紐帯を必要とすることもなくなってしまう。

マッキーヴァーが指摘するように、共同体への愛着には二つの種類がある。一つは広い意味での家庭・本拠 (home) としての集団に対する愛着であり、もう一つは理念 (cause) や信条、価値に対する愛着である。この二つは混同されてはならない。集団に対する愛着は理念に対する愛着なくしては無内容で発展性がないが、理念に対する愛着が集団に対する愛着として追求されれば貧困化を招く [MacIver 1965 : 331-332]。さまざまな価値を内包し、それを個々人がそれぞれ発展させ、また相互にその果実を得られるような共同体であってはじめて共同体は発展する。共同体は価値や目的の共有によって繋ぎ止められているのではなく、そこで共同生活が営まれ、あらゆる組織がその中の社会的意思によって生み出される社会の基盤なのである。

ここには、複数の共同体が重なり合いながら形成され、その中の人々がそれに対して何らかの愛着を覚えつつ、それぞれ自己の利害関心を追求していくという社会像が示されている。共同体という概念は、共同体主義がそのような傾向を持っているように、あたかも人々の生活の全てを覆う一つの価値を奉ずる社会的単位であるかのようにイメージされがちである。自由主義の側も、こうした共同体のイメージを嫌って共同体という概念に距離を置いている節がある。しかし、繰り返しになるが、共同体という概念は人々の自同性形成を説明するときに不可欠であるように思われる。そして、マッキーヴァーのとるような共同体の概念は、それによく適合するのである。

地域主義における共同体を考える際にも同じことがいえる。共同体主義の主張するような共通善の政治が行われる共同体は、望ましいか否か以前に非現実的である。そのような意味での共同体は、少なくとも現時点において地域主義とは無縁である。しかし、マッキーヴァーの理論における意味での共同体は地域主義にも無縁ではない。社会でもなければ個人でもない社会的単位としての共同体という概念を用いることで、地域主義というもののあり方がよりよく理解できるように思われる。そのことを以下で見ていくことにしよう。

3.2. 地域主義と共同体

マッキーヴァーによれば、共同体とは我々の共同生活の各領域であり、それは国の内部に限られない。共同体の最大のものは人類共同体であるという。そうだとすれば、国共同体 (country-community) よりも大きく人類共同体よりは小さい規模の共同体も、人々の間の共同生活の広がりに応じて存在しうる。今日、第二次世界大戦直後に次ぐ新たな波ともいわれるほど盛んな動向を見せる地域主義ではあるが、マッキーヴァーの時代にはそれほど大きな存在ではなく、その理論の中に明瞭な姿を現わすことはなかった。しかし、そこにその理論枠組みを応用することは十分可能であるように思われる。

地域主義をめぐる議論において「共同体」の概念は、「共同体」という言葉の用いられ方を拾ってみるだけでも錯綜した状況にあることが分かる。長い歴史を持つ欧州共同体をはじめとして、地域主義の流れの中で生み出されてきた地域的枠組みには、「共同体」の名称を付されたものも少なくない。このように法的な形式を備えた「共同体」がある一方で、東アジア共同体についての議論において見られるように、そのような形式的な枠組みを支える「共同体」意識が論じられる場合もある。細かく見ていくと、前者については包括性を示唆するような「共同体」の名称の他に、経済「共同体」のような分野を限定した例もあり、カタカナの「コミュニティ」が用いられることがある。また後者についても「共通の価値観」を基準とする主張もあれば、それに懐疑的な見方もあるといった具合である [谷口 2004]。しかも、これらのほとんどが、定義が曖昧だったり、いかなる意図で用いられているのかがはっきりしなかったりするという問題を抱えている。

共同体と結合体との区別というマッキーヴァーの枠組みに準拠するならば、次のような整理が可能である。まず、法的な形式を備えた地域的枠組みとしての「共同体」については、それ自体では共同体と呼ぶことはできないのは明らかである。というのも、それは諸個人の共同生活の一定の領域を持った広がりそのものではなく、結合体である国家 (state) の間に創出され、共同体の中にある貿易をはじめとする特定の利害関心を増進しようとするものだからである。人々の間の共同生活は、それが提唱されるとされないと関わらず国境を超えて広がっている。「地域共同体」がそのような共同体の一つの領域を基盤としその中の社会的意思によって作り出されることは可能だとしても、またそれが扱う事項に包括性が見られる場合があるとしても、やはりそれ自体として共同生活の何らかの領域そのものを表わしているのではない。それは、共同体とは区別された「結合体」あるいは「制度」の何れかとして理解されるべきなのである。

次に問題となるのは、ではそれは結合体なのか、それとも制度なのかという点である。

過去に登場してきた形式的な地域的枠組みはさまざまであり、後に見るように、本稿の主たる関心である経済を中心としたものだけでもそれぞれ性格は大きく異なっている。したがって、一括しては論じがたく、それぞれの性格に照らした個別の検討が必要となる。仮に結合体としての性格をもつのであれば、手段としての客体的側面を超えて主体的に制度を作り出す自己組織的な面を有することになる。これに対し、制度であるとすれば、主体として行動することはなく、客体的側面を持つに止まることになる。

それを考えるに当たっては、結合体を創出し維持しようとする共同体の中の社会的意思は、結合体自体の意思に先行するというマッキーヴァーの記述が重要である [MacIver 1917 : 135]。これが意味するのは、結合体の創出・維持に同意するとき、その構成員たる個々人は結合体として行動すること、つまりそれに従うことを前提とするのであり、結合体が下す個々の意思決定に対して改めて判断を下し、それに従ったり従わなかったりするのではないということである。このように人々が一体となって行動するからこそ、結合体には主体的な側面が備わる。したがって、そのような社会的意思が存在するといえるかどうかに応じて、結合体であるか制度であるかも決まるといえるだろう。

ここで、マッキーヴァー自身ははっきりと述べていないが、一国を超える規模の結合体には二種類のものがあると考えられる。一つは個人を単位とする人々の結び付きであり、もう一つは国を超えてはいるが国家を単位とする人々の結び付きである。前者はさまざまな非国家的団体、例えばカトリック教会、国際サッカー連盟（FIFA）や国際法協会（ILA）などである。これらは国家という結合体の一員として一体となって行動する人々の集まりではない。勿論、この場合にも一国を単位とする下部組織が設けられていることが多いが、それはむしろ国民（nation）に基づくものであって、国家の利害関心が問題となっているわけではない。後者の例としては、国際連合やその専門機関などを挙げることができるだろう。これらは基本的に国家間の約束によって形成されており、それを生み出し維持する意思は国家という結合体の意思である。地域主義を語る上では後者のみが着目されがちだが、前者も共同体における社会的意思を表すものであり、地域主義の重要な要素として正面から論ずる必要があるように思われる。

国家は社会の統治・統御という役割を担っており、その役割は（政治的）法という手段を通じて果たされるが [MacIver 1917 : 31]、法の特殊な性格に基づいて上記の区別は次のような違いをもたらす。法の重要な特性は、それが一定の領域内で無条件・強制的に適用されるということである。したがって、個人を単位とする地域的な結合体は任意的で統治には関わらないのに対し、国家を単位とする地域的な結合体は統治に関わる機能を有し、構成員が個々に脱退することが許されない点で強制的である。国家との関係においても、前者の結合体については国家が任意に形成されたそれら結合体を管理するという関係に立

つのに対し、後者の結合体については国家の意思決定が部分的にそこに委ねられることになり、複数の国家がそれぞれの国内統治機能を担保としつつ協力して共同体の統御を行うということになる⁵⁾。

もう一つ注意すべき点は、地球規模の普遍的な共同体との関係である。地域的枠組みの基礎にあるのが国家では十分満たされないような利害関心であるとすれば、そのような利害関心が満たされるような単位は地域ではなく、地球規模になるのではないか。そうだとするならば、地域的な結合体や制度よりも地球規模の共同体を基礎とした結合体の創出を目指すべきだということにはならないのだろうか。これについては二点を指摘することができる。一つは、大きな共同体は小さな共同体を補完するものだということである。地域的な広がりをもつ共同体は、人類共同体に吸収されてしまうわけではない。地球的な共同生活の深化拡大に伴って多少なりとも変化を蒙るのは避けられないとはいえ、そこに存在する多様な共通利害関心の全てを一つの共同体に吸収同化するのは不可能である。重なり合った諸共同体を基礎にしたさまざまな結合体の役割も消え去ることはなく、消え去るべきでもない。

指摘すべきもう一点は、地球規模の結合体は世界政府を必ずしも意味しないということである。人類共同体は、あまり人々の共同生活から疎隔されたものである。そこでは、人間関係の希薄化が極限に達する。大きな共同体による狭隘な特殊利益と集団の同調圧力からの個人の解放は望ましいとしても、人類共同体を必要とするような共通利害関心として想定しうるのは限られた事項にすぎない。その一つは安全保障だと考えられるが、国連を中心とした集団安全保障体制は確かに普遍的な制度を生み出すに至っているともいえよう。しかし、安全保障に限っても国連の果たす役割は限定的であり、多くは地域レベル、国家レベルで対処される。国連は、世界政府として人々の生活を規律しているわけではなく、人類共同体が共同生活の領域の中で特別なものとして見なされるのは、近い将来ありそうにないことである。

地域主義研究者であるビヨルン・ヘットネは、一方主義的な世界秩序の傾向に抗するための選択肢として、現状において国連を中心とした多国間主義の建て直しを図ることは困難であるという診断を下し、脱ウェストファリア的秩序 (a post-Westphalian order) としての多地域統治 (multi-regional governance) の実現を提唱する [Hettne 2005 : 561-562]。このような主張の背景には、普遍的な枠組み作りを目指す多国間主義によって経済的・政治的問題を解決するやり方が困難に突き当たり、それへの対処として地域主義が受

5) ただし後述のように、欧州連合はこの両者のどちらにも当てはまらない結合体だと考えられる。欧州連合は、欧州共同体の立法・司法など一面において個人を単位とし、他面において統治に関わる強制的な領域秩序を成すという性格を帶びている。

け入れられるようになってきたということがある [Mistry 2003 : 135-136]. このような選択が望ましいか否かは措くとして、少なくとも国際社会とは別に地域を一つの単位とした利害関心の追求という方向性が摸索されうることの傍証となろう.

以上の検討からは、結合体としての地域的枠組みが、少なくとも当面は主権国家と普遍的な結合体との間で固有の位置を占めるであろうことが示唆される。しかし、国家の側から見ればこのことは、国家に働く遠心力が強まり、その結合体としての特殊性が弱められることを意味しかねない。それは果たして望ましいことだろうか。それが次の問題である。

3.3. 地球規模の秩序構想

人間の共同生活の領域としての諸共同体の地球的な重層多元的な広がりは、いかに統御されるべきか。マッキーヴァーは国民（nation）という共同体を重視する。国民は国民性（nationality）の意識を強く持っている。それによって具体的な共同の利害関心を共同で追求するために連帶することが可能となり、それを基礎として国家という結合体を形成することができるのである。さまざまな価値は国民性の基盤の上に成り立っている。しかしこのことは、それが特定の国民に独占されることを意味しない。他の国民もまた一つの個人、一つの国民の達成を享受しうるのである [MacIver 1917 : 265ff.]。

ここには、国民という特殊な共同体に所属する諸個人が普遍的な価値を創出し、それを人類全体が享受するというかたちで普遍性と特殊性とが結び合わされている。そこでは以前として国民という共同体を単位として各国家による社会統御が行われることが想定されている。各共同体が発展するにつれて共同体間の相違は減少し、むしろ利害関心の共通性や共同体内部では満たされない利害関心の存在が表に出てくる。しかしそれでもあくまで重要な共同体は国民であることに変わりはない。

マッキーヴァーは、共同体の重層的・多元的な構造を明らかにしながら、国家を単位とした社会統御のあり方に根本的な疑問を投げかけることはしていない。むしろ国民がそれぞれ個性を保つことを積極的に評価しているように見受けられる。戦後の著作においてもマッキーヴァーの関心は、全体主義によって国家が共同体を呑み込んでしまうことや、絶対主権の強調によって戦争が生じることをいかに防ぐかということにあったようであり、民主的統制が国家（state）を単位とすること自体を見直すような姿勢は取られていない。しかし、特に地球化（globalization）の現代的文脈においては、絶対的ではないにせよ主権を有する国家を単位として秩序を構想することは、すでに時代遅れなのではないか。このような疑問が生じても不思議ではない。

国際的正義について近年有力な議論を示した哲学者であるトマス・ポッゲは、人権のよ

論 説

りよい保障という観点から「主権の垂直的分散」を主張する。この構想は次の三つのことを要求する。第一は、意思決定が可能なかぎり分権化されることである。これは個人の負担を軽減するだけでなく、責任ある判断を可能にし、また社会状況を左右するに当たって平等な機会を人々に与えることを可能にする。第二は、意思決定の影響を受ける人々が決定から排除されないようにするために必要なかぎりでの集権化である。人々を取り巻く環境の使い方を規制する場合、社会制度の選択・設計が問題となる場合、ヒトという種としての決定が必要な場合の三つが挙げられており、とりわけ今日の地球的相互依存状況においては民主的集権化が必要だと指摘される。そして第三は、意思決定の民主主義的性格と信頼性が大幅に向上したならば、それに合わせて第一と第二の要素の比重が変更されることである [Pogge 2002 : 181ff.]。

このような「主権の垂直的分散」の構想は、関係する人々に平等な機会を与えつつ人権をよりよく実現することを企図している。どのような基準で分権化と集権化の均衡を取るのかは予め決まってはいない。しかし、いくつかの目安を示すことはできるという。まず、実際に人権侵害を抱えている人々の声を重視しなければならない。また、言語・宗教・民族性 (ethnicity)・歴史の共通性は考慮されてはならない。そして、人権がもっとも充足されるような意思決定の割当がなされなければならないというのである [Pogge 2002 : 188-189]。

「主権の垂直的分散」という秩序構想によれば、いかなる決定単位にも特権的地位は与えられず、どの単位で決定するかについては争点に応じて確定されることになる。このような秩序は、国家の独占している主権の一部を国家内の地方的な単位に委譲することにより、参加と責任に基づく地方固有の事情に則した決定を実現すると同時に、主権の一部を地球的な単位に委ねることで、軍備管理や環境、社会制度設計といった地球的問題群への対処を目指すものである。そこでは、国家が他の決定単位に対してこれまで持っていた特権的な地位は解消される。そして、このような秩序構想の利点は、それが現時点の状況から漸進的に到達可能だとポッゲは主張する [Pogge 2002 : 190]。

問題群毎に最適な単位において意思決定を行うことを志向するこのような「主権の垂直的分散」体制は、一見したところ人権保障という目的に適い、民主主義の理念をよく体現したものであるようにも思われる。一貫して尊重されているのは、実際に不利な立場に置かれて暮らしている人々の権利主張であり、そうした人々が国際的な構造的不利益を課されることなく自律的に生活を営めるよう保障することである。これは一つの魅力的な考え方であり、実際、自律と平等のどちらに力点を置くかに応じた違いはあるものの、類似の考え方をとる論者はポッゲだけではない⁶⁾。

しかし、このように国家主権を解体へと向かわせる議論に対しては、移行のための現実

的な手立てが存在しないという実際的な批判がある他、理論的な困難も指摘される。特に、民主主義の貫徹という観点から見た場合、問題群毎の意思決定単位の設定という考え方には大きな障害がある。このことを指摘したのがトマス・クリスティアーノである。その指摘が正しければ、さまざまな共同体が重なり合う状況における国家の重要性を見直すことができるかもしれない。

クリスティアーノは、ポッゲの「主権の垂直的分散」の構想が前提としているような地球民主主義（global democracy）の成立の可能性を争い、領域性原理に基づいた主権国家を擁護しようとする。民主主義の中核には「各人の利益は平等に増進されるべし」という原理が存在するが、そこからは既存の民主主義国家の領域性を尊重すべき二つの理由が導かれるという。一つは、主権国家のみが立法、司法、行政という正義の確立に不可欠な機能を正統に果たしうることである。現状において最も強力な国際組織である国際通貨基金、世界銀行、世界貿易機構、国連安全保障理事会などは不平等を抱え正統性を欠いており、しかも正統性を向上させる試みは強力な国家の反対によって挫折する可能性が高い。もう一つは、人々の公的に平等な取扱いを要請する「公的平等の原理」が明確に適用されるのは、個々人の根本的利益のほとんどが関係しあう「共通世界」（common world）の状況においてのみだということである。国家以外の集団に適用された場合には、或る人の利益に重大な関わりがある一方で他の人の利益には大きな関わりがないといった差が生じるため、公的平等原理の働きは不明確になるというのである [Christiano 2006 : 91ff.]。

以上の二つの要素を考慮すれば、国家通貫的（transnational）民主主義ないし地球民主主義が成り立つためには、少なくとも三つの問題を解決しなければならない。一つの問題は、同国人と利害関心を共有している程度に比べて、外国人との共有の程度は低いことである。蒙る影響が平等でないならば、その違いに応じて発言権を配分しなければならない。ところが、そのための基準を策定することはほぼ不可能である。他の問題として、地球規模で生じる永続的少数者（persistent minorities）は、国内政治の場合と比べても民主的意思決定に対してさらに小さな影響力しか持てず、民主主義の持つ権威が掘り崩されてしまうことが考えられる。これを防ぐには政治的自治や多極共存型（consociational）制度の導入が考えられるが、何れも民主主義そのものとは整合しない。さらに違った問題として、決定単位が地球規模にまで拡大してしまうと、人々は意思決定のための十分な知識を持っておらず、責任を持った決定ができないことがある。この問題は、政党などの私的組織が地球規模で活動することに期待できないため、国内政治以上に深刻化し、エリート支配を招くことが危惧されるのである [Christiano 2006 : 100ff.]。

6) 例えば [Held 2004] を参照。この他、[Christiano 2006 : p. 106 (n. 2)] に掲げられている各論文を参照。

以上から導かれるクリスティアーノの結論は、主権国家を超える民主主義の成立は当面は期待できないというものである。それが正しいとすれば、ポッゲの「主権の垂直的分散」という発想は、国家より「下位」の方向への主権の譲渡に射程を限定されることになり、人権のよりよい保障というその意図の十全な実現からはほど遠いものになってしまう。両者の議論を基にしつつ、解釈を加えながら検討を進めよう。

クリスティアーノの主張を支える根本的な洞察は、民主主義の基盤に「共通世界」があることの発見である。それによれば、民主主義を支える平等原理が有意味なものとなるのは、人々の基本的利害関心が一つの制度の下で統御されている場合だけだというのである。国家が一定の領域において無条件的・強制的な秩序を確立していることで、その領域内の人々は国家の政策に重大な利害を有している。少なくとも国防・警察・社会基盤整備といった国家機能の基本的な部分については、ほとんどの国民にとって多少の差はあっても生活に重大な影響を及ぼすものである。このような状況と国民意識や国民としての連帯とは表裏を成しており、だからこそ税を通じた再分配や福祉の政策にも同意が与えられるという面がある。

仮に、国家がこれまで担ってきた意思決定事項を上位のレヴェルへと移管しようとすれば、上のような「共通世界」の前提は失われる。第一に、国家について見れば、意思決定の重要な部分が国家から取り上げられてしまうことによって、それが諸個人の利害関心の等しい対象であるという条件が失われる。国家運営は或る人々にとっては依然として大きな関心事であるが、他の人々にとってはさしたる関心事ではなくなる。第二に、上位のレヴェルに移管された事項についての意思決定に関しても、人によって利害に大きく関わる者とそうでない者との差が生じてきてしまう。これら二つの側面の何れについても、争点間の連繋が失われることで妥協と譲歩の余地が狭まるために意思決定は困難となる危険がある。それに伴って、民主主義の基盤として重要であるはずの少数者の尊重よりは多数者の専制へと傾く。むしろ多数者の専制はまだましであり、人々の無関心に乗じて声の大きな者の支配、あるいは情報を握る者の支配へとつながっていくかもしれない。

勿論、ポッゲの構想は慎重なものであり、具体的には天然資源の管理や環境汚染への対処、軍備管理や不平等是正のための社会制度設計、遺伝子に関わる規制といった限定された事項についてのみ集権化を要求するにすぎない。しかし例えば、力の問題を取り上げてみよう。暴力の管理が集権化されることは果たして望ましいだろうか。確かに、既存の核管理体制や兵器輸出のあり方は深刻な問題を抱えている。核兵器を持つ国家と持たない国家との不平等、兵器が潤沢に供給されることによる抑圧の増大や内戦の激化といった一連の問題は、これを解決するための有効な枠組みを必要としている。

これらの問題を集権化によって解決しようとすれば、中央には逸脱を防止するための巨

大な力が与えられなければならない。しかし、地球上のあらゆる隅々まで力の管理を行うことが可能な主体を作り上げるのに必要な努力は想像を絶する。仮にそのような体制が作り上げられたとしても、力の独占が専制を招かない保障はない。それゆえ、結局は分散的な力の管理体制という基本的な枠組みを尊重しつつ、これをどのように修正するかを論ずることが現実的な選択肢であろう。この点で、ポッゲの構想は後退を余儀なくされる。

このことはさらに次のような問題をもたらす。「主権の垂直的分散」体制において重層的に連なる意思決定単位間には、何らかの調整機構が必要となるはずである。主権国家においては中央政府がその役割を果たしているが、それはそこに集中されたさまざまな資源を動員しうることを背景としている。資源には金銭、人、能力、さらには正統性といった諸要素が含まれると考えられるが、中でも物理的な力の集中が重要である⁷⁾。ところが、上で見たように地球規模での力の独占はおよそ考えられない事態であるとするならば、一体何を背景としてどのような仕組みで統一的な調整を実現するのかが問題とならざるをえない。

もっとも、ポッゲが指摘するように、主権国家の中央政府も細かに見ると立法・行政・司法という権力分立の仕組みによって主権の分散が図られていることからすれば、調整機構の作動にはさしたる困難はないという異議が出されるかもしれない [Pogge 2002: 179]。しかしこの異議は、「共通世界」の議論によって退けられる。すなわち、権力分立の下では確かに立法府・行政府・司法府のうちどれが上位であるともいえないが、三者は何れも主権国家の国民に顔を向けておりその有権者集団から正統性を調達している。したがって、これら三者間の関係を最終的に決めているのは国家を支えている社会的意思であり、自己の論理に固執するあまり相互の対立が高じて共同体構成員の信頼を失うようなことがあれば、自分の首を絞めることになる。これに対し、「主権の垂直的分散」体制においては意思決定単位ごとに異なる有権者集団が存在しており、意思決定単位間で見解が食い違う場合、そのまま有権者集団間の争いになってしまう。

以上の検討からいえることは、個人の自律を民主主義によって保障するためには、事項毎に設定される意思決定単位ではなく、或る程度包括的な事項についての領域的な意思決定単位が必要だということである。民主主義に内在する領域原理の制約が何らかのかたちで克服されないかぎり、このような状況は根本的には変わらないであろう。したがって、少なくとも今のところは、マッキーヴァーが考えるよう国民を単位とした国家によって社会統御が行われることを前提とし、その上で民主主義による個人の自律の保障と共同体における多様な価値の展開を目指すことが望ましいのではないかと思われる。

7) こうした問題を考えるに当たり、沖縄の米軍基地問題における中央政府と地方政府の関係などを念頭に置くのが適当である。アメリカ合衆国のような連邦国家になれば、中央と地方の調整はますます難しくなる。

このように主張することの根拠として、国家からの垂直的な主権委譲がもっとも進んでいる欧州連合は、実際には国家を単位とする民主主義が最も成功し、人権が最もよく保障されている地域の一つにおいて成立しているという事実は看過できない。しかも、そこでもなお（あるいは、そこでこそ）「民主主義の赤字」が問題になっていることに鑑みれば、民主主義に関するかぎり主権国家の枠を超えることは容易ではない。

勿論、現代世界において諸国民間の共通利害関心はますます増大しつつある。国家間の協力関係がその利害関心の共通化に従って緊密の度を深めていることも事実である。その意味では、国家主権の一部がより大きな単位に委譲されることを全て否定することはできない。また、そもそも国家が共同体における社会的意を離れて共同体を侵蝕し個人の自律を奪っているような場合、国際的正義を確保するための方法が別なかたちで摸索されなければならないのも事実である。ここでその詳細を論ずることはできないが、特に国家承認の文脈に即して実体的正義に基づいた国際法の現実的な修正を提案するアレン・ブキナンの議論は [Buchanan 2004]、そのような方向を示したものといえる。

地域主義の興隆は一見、国家を相対化するようにも思える。しかし、個々人の目的の追求と価値の創出、それに伴う重層的・多元的な諸共同体の発展は、決して日常生活の世界市民化や平板化を意味しない。人の移動は流動化するかもしれないが、個人が自らの利害関心の追求のために共同体を必要とし、共同体が維持されるためには個人の持続的な意思が必要とされることには変わりがない。人の生は一定の文脈の中にあるがゆえに豊饒なのであり、人がその豊かさを受け取るためには文脈を必要とするのである。

4. 地域共同体の現在と未来

ここまで、重層的・多元的に広がる諸共同体をその基盤として成り立つ社会のあり方について論じてきた。ここからは、欧州連合（EU）と北米自由貿易協定（NAFTA）を比較対象として、東南アジア諸国連合（ASEAN）を中心とした東アジアにおける共同体構想との意思決定制度・紛争解決制度の分析に移ることにしたい。これらの結合体あるいは制度としての地域枠組みの特徴を抽出することを通じて、それぞれの地域において共同体を語りうるほどの共通の社会的意が見出せるか否かを探り、東アジアにおける地域主義の展望を示すことがその狙いである。自律的な意思決定制度は結合体の主体的側面を示し、強制的・自足的な紛争解決制度は結合体を生み出し支える意思の存在を示す。この両面から「結合体」としての特徴を備えているか否かを判断することができよう。

4.1. 意思決定

まず、一般的な規範定立の局面における意思決定において各々の地域的枠組みがどの程度の主体性を与えられているかという観点から、結合体としての特徴の有無を検討する。結合体は制度と異なり主体としての側面を有し、自律的に新たな制度を生み出し、それを通じて社会の組織化と統制を行うものとして理解されている。このような特徴の有無に応じてそれぞれの地域主義は結合体と制度の何れに分類されるのであろうか。

EUにおいては、欧州共同体事項について「共同決定手続」(co-decision procedure)と呼ばれる仕組みを中心とした意思決定が行われ、構成国の領域内で直接適用可能な法が定立される（欧州共同体条約 249, 251 条）。各国代表から構成される閣僚理事会（Council of the European Union）の多くの決定は加重多数決によってなされ、しかも各構成国において選挙で選ばれた議員から構成される欧州議会（European Parliament）がそれと等しく立法権能を共有するのである。これは二つのことを意味する。一つは、EU の意思決定は、少なくとも欧州共同体事項について、各構成国の意思とは独立に行われるということである。EU の意思は構成国の意思には還元されないばかりか多数構成国の意思にも還元されず、独自の法制度を紡ぎ出していくのである。ここには EU の主体的側面を見る事ができる。EU は構成国の活動の場となり手段を提供するだけではなく、自ら一個の主体として構成国の個別的意思に反するような政策をもとりうるのである。もう一つは、このような EU の意思決定を支える意思を担うのは結合体としての構成国だけでなく、領域内の諸個人もまたその担い手となっているということである。欧州議会の存在は、個人を単位とした組織構成原理の存在を表している。

NAFTAにおける意思決定は、閣僚級代表によって構成される自由貿易委員会によって下されるが、その決定は全会一致を基本とし、決定の拘束力については明記されていない（協定 2001 条）。全会一致方式による意思決定は、意思の共通する部分においてのみ各締約国がまとまって行動するというにすぎず、各締約国の意思に反する決定を下しうる独立した主体としての性格はここには見られない。こうした点からすれば、協定は締約国の個別的な意思を実現するための手段であり、客体としての性格のみを有する「制度」であると考えられる。

ASEANにおける意思決定は、ASEAN 自由貿易地域（AFTA）について共通特恵関税協定（Agreement of the Common Effective Preferential Tariff Scheme for the ASEAN Free Trade Area）において規定されている。そこでは意思決定を構成国の経済担当大臣と ASEAN 事務局長から成る閣僚級理事会が担うとされているが、決定手続や決定の拘

束力についての規定を欠く（協定 7 条）。ここでは各加盟国の経済担当大臣に加えて事務局長が構成員とされていることが注目されるが、ASEAN が自律的に制度を作り出していくことは想定されておらず、主体としての要素を強く認めることはできない。

4.2. 紛争解決制度

紛争解決制度の制度化が進み、当事者の自由意志に左右されないかたちで紛争の解決が図られるようになればなるほど、結合体の意思とは切り離された結合体を支える社会的意思の存在が明確になる。自己に不利な紛争の解決が与えられた場合にもそれに従うのは、紛争解決制度を含めた結合体全体を維持しようという意思が当事者の側にあるからである。

この点で EU の紛争解決は際立った特徴を持っている。欧州司法裁判所と欧州第一審裁判所が、欧州共同体条約の解釈・適用において法の統一性を確保するものとされるからである（欧州共同体条約 220 条）。そして裁判所の管轄権は、構成国や欧州共同体機関などが提起する訴訟だけではなく、自然人や法人が欧州共同体機関等に対して提起する訴訟にも及ぶ（直接訴訟）。また、構成国裁判所に持ち込まれた訴訟における欧州共同体法上の争点を先決的に裁定する（先決裁定）。ここに表れた特徴は二点に分解できる。一つは、欧州司法裁判所が欧州共同体の範囲内では最終的な法の解釈適用権限を有しており、そこには、少なくとも欧州共同体についてはその組織体を維持しようとする社会的意思の存在を見て取ることができるということである。もう一つは、そのような社会的意思の主体を成すのは構成国だけではなく、それを構成する個人もその主体だと考えられることである。欧州共同体の紛争解決の局面において、もはや個人は国家のみを単位として行動していない。訴訟の舞台に構成国という単位で登場するだけでなく、それに対して訴訟を提起する個人として登場することもあるからである。

NAFTA の場合、紛争解決制度は紛争の性格に応じて複数用意されている。国家間紛争の一般的な解決制度は第 20 章に規定されているが、この手続には拘束力がない（2018 条）。これに対し、同じ国家間紛争であっても反ダンピングおよび相殺関税についての紛争解決制度を規定した第 19 章では、二国間小委員会（binational panel）の決定に拘束力が与えられている。他方、同協定における投資紛争解決制度では私人である投資家が当事者となることが想定されている。第 11 章の規定によれば、一締約国の投資家と他の締約国との間の投資紛争は協議なし交渉の後、当事者限り事案限りの拘束力を備えた判断を下す仲裁によって解決される。そして、締約国が仲裁判断を遵守しない場合には、紛争は国家間紛争として処理される（1116, 1117, 1118, 1136 条）。このような投資紛争解決制度は、投資家を結合体を支える意思の主体として位置付けたものと解釈できる。しかし、

投資家はあくまで一締約国の国民として紛争の場に登場するのであり、紛争解決を究極的に支えるのは国家間の枠組みであるという点で、欧州共同体の場合とは事情が異なる⁸⁾。

ASEANにおける紛争解決機構は、上二者と比べて簡素であり、射程も限定される。2004年のASEAN拡大紛争解決機構議定書では対象となる協定類をそれまでより増やしたが、それでも全体で46に止まっている。ただ、紛争の円滑な解決に向けた制度化が進められている側面もあり、判断を下す上級経済担当官会議が小委員会・上級委員会報告を採択するに当たっては、コンセンサスのみによってこれを阻止できることになっている(9条1項、12条13項)。ただ、このような制度は実際にはほとんど使われていない[Nesadurai 2003: 166]。また、ここで想定されているのはあくまで国家間紛争であり、また必ずしも紛争解決制度の自律性が担保されているわけではなく、政治的考慮が優先されうることが指摘できる。

4.3. 展望

以上の分析から、三つの地域的枠組みの特徴は次のようにまとめられる。まず、EUは、意思決定における自律性・主体性と紛争解決制度における司法化の両面から、少なくとも欧州共同体事項については「結合体」としての性格をもつと考えてよい。そこには主体的なものとしての結合体を創出し維持する社会的意思を見てとることができる。また、構成国に加えて領域内の個人もまたその意思の主体となっている点から、EUについてはさらに、個人を単位とした国家を超える結合体としての側面があると考えられる。ところがこの結合体は、先に述べた「個人を単位とする（国家を超える）結合体」と「国家を単位とする結合体」の何れの理念型にも、きれいに当てはまらない。それは、国家を単位としないという側面に加えて、領域的秩序維持に関わる統治の側面を併せ持つからである。EUの市民権をもつのは加盟国の国籍を持つ者に限られるが(EU条約2条)，裏を返せば加盟国の国籍を持つ者は自動的にEUの市民としての責務を課されるわけであり、ここにその無条件的・強制的な性格が示されている。

他面で、EUは国家を必ずしも単位としない結合体でありつつも、その秩序の最終的な担保としての執行の局面では国家による秩序維持に期待する。徴税を初めとするいくつかの重要な点において、EUは構成国に頼らざるをえない。結合体を支える意思は構成国と市民とが分有していると見られるが、国家を単位とする側面に比重があるようにも思われる。それに関連して、未発効の欧州憲法条約は構成国による脱退を認めていることが着目

8) しかも、11章仲裁手続の射程は限定されてきている。その事情につき、[中川 2003] を参照。

される（I-60条）。もっとも、これは最終手段として残されていると考えるべきであり、そうでないとすれば結合体を作り上げてきたことの意味が失われてしまう。EUから脱退することで、構成国の領域内において妥当する法体系内の承認の規則はもはや共同体法を含むことはできなくなり、欧洲共同体法を妥当根拠としていた法規則はその根拠を失うことになる⁹⁾。脱退が各国法体系における承認の規則の大幅な変更というまさに「革命」を意味するところに、その最終手段としての性格が表れる¹⁰⁾。

一方、NAFTAに目を転ずると、意思決定が全会一致であることが示すように主体としての要素を欠いているため、これを結合体と見なすことはできない。紛争解決制度も事案毎の仲裁という形式をとっており、紛争当事者の意向が反映しうるかたちになっている。EUの場合と異なり、ここに見られるのはあくまでも国家を単位とし主体性を欠いた「制度」である。その制度としてもASEANと対比してみれば、扱われる事項は基本的に経済的なものに限られており、共通利害関心の幅は限られている。

ASEANも、NAFTAと同じく少なくとも現状においては結合体としての性格をもたない。ASEANが主体として行動するための制度的基盤は弱く、紛争解決制度もそれによって各加盟国の行動の一致を確保するまでには至っていない。例えば、ASEANと中国との間に結ばれた紛争解決についての協定は、ASEANが当事者として登場していないばかりか、ASEAN諸国を一方とし中国を他方とする書き方さえとっていない。しかし他方で、ASEANの意思決定において事務局長に一定の役割が与えられていることからも窺えるように、ASEANが加盟国とは違った論理を持ちうることは可能性としては織り込まれているように思われる。したがって、明文化された制度上は結合体としての性格をもたないとしても、今後の実行次第という要素も否定できない。非制度性と合意釀成（consensus）の重視は「ASEANの流儀」（ASEAN way）の特徴であるが、それは必ずしも地域主義の弱さを露呈したものではないという見方もある〔Acharya 1998：211-212〕¹¹⁾。

このように、EUを別とすれば、「地域結合体」と呼べるようなものは生じてきていな。このことは、共通利害関心に基づく共同体内の社会的意思が結合体を生み出すまでには形成されてきてはいないことの裏返しである。では、アジアやアメリカでは地域主義にあまり見込みはないのだろうか。そのように考える必要は必ずしもないが、そこでいう「地域主義」が何を指しているかによる。確かに統治に関する形式的な枠組みとしては地域結合体の創出は望み薄であるとしても、地域主義とはそれに尽くされるものではないか

9) 承認の規則については〔Hart 1994〕（初版は1961年）を参照。

10) このことが、実定法体系内での説明を著しく困難にし、脱退が認められるか否かについて学説の二分状況を生んだように思われる。しかし、綿密な検討は別稿に譲らなければならない。〔中西 2005〕を参照。

11) ただし、〔黒柳 2005a〕の指摘するように、将来的発展を考えるならば「ASEANの流儀」の軌道修正もまた必要である。

らである。国家が共同体の全てを覆い尽くすことはないように、地域的な枠組みにおいても一つの結合体が共同体の全ての利害関心を包摂することはない。共同体は国境線で突然断たれてしまうのではなく、それを超えて広がっている。確かに、EUは既存の国家の領域性を基礎としつつも国家を単位とはしない結合体として際立った特徴を帶びており、そのために近年の地域主義の一つの範型とされている。しかし、共同体におけるさまざまな利害関心に応じて結合体は多様に形成され編成されうるのであり、地域主義には他のかたちをとる余地が残されている。

しかも、特に東アジアにおいてEUに類似した地域結合体を急速に求めることには大きな陥穰があることを忘れてはならない。それは、そのような結合体の統御の問題である。前節で見たように、少なくとも現状において我々は、国家を超える結合体を民主的に統御する確実な見通しを持っているわけではない。生じうるさまざまな問題点を考慮に入れれば、主権の分散秩序よりも領域的原理を基にした主権国家の並存・協力体制の方がむしろ望ましい。

人々の善の構想の自由な追求を保障するためには、共同体という土壤の整備が必要である。そのためには、共同体が国家の膨脹に対して守られなければならないとともに、国家を強化することで他の結合体が共同体を侵蝕することも防がなければならぬ。この点で、EUがその特殊な制度を獲得したのは、民主主義的に確立された確固とした国家機構の存在の上であったことを見落とすべきでない。本稿の立場と異なり、もしかすると確固とした社会統御の枠組みは「国家」という領域支配のかたちをとる必要はないのかもしれない。しかし、少なくとも安定した社会統御を抜きには国家を超える結合体の創出にはおよそ見込みがなく、たまさか創出されたとしても個人と共同体の発展という要請に応えるものではないだろう。

このような主張は発展段階説的な響きを持って聞こえるかもしれないが、そうではない。ここではその理由として、次のようないくつかの要因を挙げるに留めておきたい。相互依存的な現代世界の国際環境は、主権を盾に取った少数者の抑圧によって国民形成という課題を遂行することを許さない。また、ASEANを中心とした東南アジアの地域主義は地域外の関心を惹きつける「開かれた地域主義」であることに利益を見出し、ASEANの他、ASEAN地域フォーラム（ARF）、ASEAN+3、アジア太平洋経済協力（APEC）や各種の自由貿易協定、合衆国を中心とした安全保障体制など、複数の枠組みの交錯の上に築かれてきた。これは、共同体の発展が共同体間の利害関心の類似性を生み出し、協力の基礎を作っていることを示唆している。国民共同体と地域共同体が並行して発展し、国内の民主主義と地域的な相互監視とが車の両輪となってそれを支えるという可能性もそこには見出されるのである。

5. おわりに－共同体を探して

本稿では、他者との間の共同生活の中に具体的な位置を持った存在である個人が、しかし自らの社会的背景をも含めた自己を絶えざる省察の対象とする自己解釈的存在として自らの善き生の構想を求め、それによってまた共同体の土壤が肥沃になるという個人と共同体の相互的な発展の原理を社会の中に見出し、「共同体」と「結合体」の区別を軸として、地域主義における共同体について考えてきた。

共同体は自己の利害関心を追求する諸個人から成り、その内部の多様な利害関心に応じてさまざまな結合体を生み出す。地域を一つのまとまりとする共同体についても同じことがいえる。結合体同士を調整する役割を担うのは国家という結合体であるが、それは人々の国を超えた結び付きが強まった今日においても基本的に同じである。ただ、人々の間で共通の利害関心が増大することにより、地域的な共同体が国民の共同体を補完するかたちで国家の制御をなしうる可能性もある。

重なり合いながら広がっている共同体という構図は、地域主義の現実に適合的である。例えば中村民雄は、EUの法秩序を「動く多元法秩序」として性格付けるが〔中村2005〕、地域主義の動的な性格を踏まえるならば、平面的な社会秩序理解では足りない。地域主義においては、さまざまな共同体の中には多様な利害関心が存在し、それを基礎に数多くの結合体が生み出されているが、その中でどれが最も重要な共同体なのかが常に摸索されている。この問いに答えることは、ヨーロッパの課題であると同時に東アジアの課題でもある。しかし、ヨーロッパにおいてはヨーロッパという共同体が重要だという答えが出されるのかもしれないが、アジアにおいて答えが同じであるとは限らない。

東アジアの地域主義は、国家主権を堅持しつつ、非制度性・消極的合意形成 (consensus)・開放性という三つの要素を特色とするかたちで形成されてきた [Solingen 2005]。ASEANのパリ第二宣言と付属の上級作業部会報告は、「共同体」という語を用いながら統合深化への志向性を示しているが、そこで示唆されている形式的制度は未だ「結合体」に至らない程度のものである。東アジアの多くの国においては、地域的な共同体だけでなく国民の共同体もはっきりとしたかたちを成しているとはいがたい。その中で、形式的な地域的枠組みを作ることは難しいのが現状であるかもしれない。しかし、むしろそれだからこそ、地域的な共同体というまとまりの中で対立を排除しながら、最も重要な共同体は何であるのかという問題の答えを探していく必要があるともいえよう。

参考文献

- 井上達夫, 1986, 『共生の作法』創文社
———, 1999, 『他者への自由』創文社
菊池 努, 2005, 「『東アジア共同体』構想—背景と展望」黒柳米司編『アジア地域秩序と ASEAN の挑戦』明石書店
黒柳米司, 2005, 『アジア地域秩序と ASEAN の挑戦』明石書店
———, 2005a, 「『ASEAN Way』再考」同編『アジア地域秩序と ASEAN の挑戦』明石書店
谷口 誠, 2004, 『東アジア共同体—経済統合のゆくえと日本』岩波書店
中川淳司, 2003, 「NAFTA（北米自由貿易協定）11章仲裁手続—私人の関与する投資紛争処理手続と国内法秩序」『ジュリスト』1254号
中西優美子, 2005, 「欧洲憲法条約における脱退条項」『国際法外交雑誌』103卷4号
中村民雄, 2005, 「動く多元法秩序としての EU」同編『EU研究の新地平』ミネルヴァ書房
ワライヤ・ジョゼフ（南義清他訳著）, 1998, 『ヨーロッパの変容—EC憲法体制の形成』北樹出版
Acharya, Amitav, 1998, "Collective Identity and Conflict Management in Southeast Asia", Emanuel Adler and Michael Barnett (eds), *Security Communities*, Cambridge U.P.
Buchanan, Allen, 2004, *Justice, Legitimacy, and Self-Determination: Moral Foundations for International Law*, Oxford U.P.
Christiano, Thomas, 2006, "A Democratic Theory of Territory and Some Puzzles about Global Democracy", *Journal of Social Philosophy*, 37(1).
Deutsch, Karl, et al., 1957, *Political Community and the North Atlantic Area, International Organization in the Light of Historical Experience*, Princeton U.P.
Endo, Ken, 1994, "The Principle of Subsidiarity: From Johannes Althusius to Jaques Delors"『北大法学論集』44(6).
Hart, Herbert L.A., 1994, *The Concept of Law*, 2nd ed., Oxford U.P.
Hettne, Björn, 2005, "Beyond the 'New' Regionalism", *New Political Economy*, 10(4).
MacIver, Robert M., 1917, *Community: A Sociological Study*, MacMillan.
———, 1928=2001, *The Modern State*, University Press of the Pacific.
———, 1965, *The Web of Government, revised ed.*, The Free Press.
Mistry, Percy S., 2003, "New Regionalism and Economic Development", Fredrik Söderbaum and Timothy M. Shaw (eds), *Theories of New Regionalism*, Palgrave.
Nesadurai, Helen E.S., 2003, *Globalisation, Domestic Politics and Regionalism*, Routledge.
Pogge, Thomas W., 2002, *World Poverty and Human Rights: Cosmopolitan Responsibilities and Reforms*, Polity Press.
Rawls, John, 1999, *A Theory of Justice, revised ed.*, Oxford U.P.
Sandel, Michael J., *Liberalism and the Limits of Justice*, 2nd ed., Cambridge U.P.
Solingen, Etel, 2005, "East Asian Regional Institutions: Characteristics, Sources, Distinctiveness", T.J. Pempel (ed.), *Remapping East Asia: The Construction of a Region*, Cornell U.P.

* 本稿執筆に当たっては中村民雄教授及び二名の匿名のレフェリーより貴重なご意見を賜った。
ここに記してお礼を申し上げる。

本稿は文部科学省科学研究費補助金（若手研究（スタートアップ）・課題番号：18830017）に基づく研究成果の一部である。